

1 川 監 公 第 8 号

令和元年12月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

1 監査の種別

財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 財政援助団体

ア 公益社団法人川崎市医師会

(所管部局 健康福祉局保健医療政策室、同保健所健康増進課)

(2) 出資団体

ア 川崎アゼリア株式会社

(所管部局 経済労働局産業振興部商業振興課)

イ 公益財団法人川崎市身体障害者協会

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(3) 指定管理者

ア 公益財団法人神奈川県労働福祉協会

公の施設の名称 川崎市立労働会館

川崎市生活文化会館

(所管部局 経済労働局労働雇用部)

イ 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

公の施設の名称 特別養護老人ホーム長沢壮寿の里

川崎市特別養護老人ホームひらまの里

川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

ウ 社会福祉法人和楽会

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

エ 社会福祉法人セイワ

- 公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホームすみよし
(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)
- オ 社会福祉法人白山福祉会
公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホームこだなか
(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)
- カ 社会福祉法人照陽会
公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園
(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)
- キ 社会福祉法人鈴保福祉会
公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら
(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)
- ク 特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス
公の施設の名称 井田老人デイサービスセンター
(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)
- ケ 社会福祉法人ともかわさき
公の施設の名称 三田福祉ホーム
(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)
- コ 公益財団法人川崎市身体障害者協会
公の施設の名称 川崎市中部身体障害者福祉会館
(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)
- サ 社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会
公の施設の名称 川崎市聴覚障害者情報文化センター
(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

3 監査の範囲

主として平成30年度執行に係る出納その他の事務

4 監査の期間

令和元年9月2日から同年11月26日まで

5 監査の方法

財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者は当該施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営などについて適切な指導監督等を行っているかについて、抽出により関係書類の審査を行うとともに、現地を調査し、関係者から説明を聴取した。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

なお、今回対象となった指定管理者が管理を行う公の施設に共通して、所管部局と指定管理者との連携及び情報共有並びに所管部局による施設等の状況把握が必ずしも十分とは言えず、その結果として改善措置を要する状況に至ったものと思われる事例も見受けられた。市は、今回対象となった施設のみならず、多くの施設が指定管理者制度を導入してから相当期間を経過していることも考慮し、改めて指導監督体制の充実を図られたい。

(1) 財政援助団体及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 適正な実績報告書の提出を求め、適切に審査すべきもの

川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年規則第7号）第11条によると、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果及び補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければ

ならないとされている。休日（夜間）急患診療所運営費補助金の実績報告書をみたところ、次の事例があった。

市は、公益社団法人川崎市医師会に対し、適正な実績報告書を提出するよう求めるとともに、団体が保有する資料を確認するなど適切に審査されたい。

(ア) 法人本部経費に含まれる駐車場代など補助対象外の経費が含まれていた事例

(イ) 旅費交通費など一部の科目について集計が誤っていた事例

(公益社団法人川崎市医師会)

(健康福祉局保健医療政策室)

(2) 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 負担金の対象経費の算定を適正に行うべきもの

川崎駅東口広場地下街公共地下歩道負担金の協定書によると、負担金の対象となる公共地下歩道は、通路、広場、階段等とされ、市が別途委託するエスカレーター等については対象から除外するとされている。また、負担金の対象は、公共地下歩道を公共の用に供するために必要な清掃、警備保安、照明等の経費とされ、負担金の算定基礎となる共同管理経費に公共地下歩道面積の地下街対象面積（地下街面積から公共駐車場等の面積を除いたもの。以下同じ。）に対する割合を乗じて算出した金額に、更に利用目的の割合等を乗じて算出されている。

負担金の算定についてみたところ、公共地下歩道面積にテナント等が専用する面積の一部が含まれていた。また、協定書に定めた地下街対象面積の区域と共同管理経費の会計上の区分とが整合していなかったことにより、負担金に市の委託料に含まれる経費の一部が算入され、一方で負担金に算入されるべき経費の一部が算入されていなかった。

市は、川崎アゼリア株式会社と協議して、公共地下歩道面積の算定を適正に行うとともに、委託料に係る経費の取扱いと地下街対象面積の取扱いを整理し、負担金の算定を適正に行われたい。

(川崎アゼリア株式会社)

(経済労働局産業振興部商業振興課)

イ 財務諸表に対する注記を適正に記載すべきもの

会社法（平成17年法律第86号）により作成が義務付けられている各事業年度に係る計算書類のうち個別注記表については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）において、関連当事者との取引に関する注記その他の表示すべき項目が定められており、開示対象となる関連当事者の取引の範囲や開示する項目については、関連当事者の開示に関する会計基準及びその適用指針に記載されている。

川崎アゼリア株式会社の損益計算書及びその個別注記表をみたところ、損益計算書の営業外収益に、関連当事者である市との重要な取引に該当する公共歩道維持管理負担金が計上されているものの、個別注記表に関連当事者との取引に関する注記が表示されていなかった。

市は、川崎アゼリア株式会社に対し、関連当事者の概要、会社と関連当事者との関係、取引の内容その他必要な事項を個別注記表に表示するよう指導されたい。

(川崎アゼリア株式会社)

(経済労働局産業振興部商業振興課)

ウ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 賞与引当金を計上すべきもの

公益法人会計基準に基づき作成した貸借対照表について、負債の部

に賞与引当金が計上されていなかった事例

(公益財団法人川崎市身体障害者協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(3) 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 指定管理者の収入として適正に計上すべきもの

川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園の指定管理に関する協定書によると、自動販売機の設置による収益は指定管理者の収入とするものとされている。

自動販売機の設置による収益についてみたところ、当該収益は職員の福利厚生目的の親睦会の口座に入金されていた。

市は、自動販売機の設置による収益の状況を確認するとともに、指定管理者に対し、指定管理者の収入として適正に計上するよう指導されたい。

(社会福祉法人照陽会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

イ 指定管理業務に係る収支の区分を明確にすべきもの

川崎市立労働会館で指定管理者が開催する各種講座は、自主事業に位置付けられており、川崎市立労働会館の管理に関する基本協定書によると、自主事業に係る費用は指定管理者の負担とされている。

収支予算書及び収支決算書をみたところ、自主事業に係る収支が指定管理業務に係る収支と区分されておらず、自主事業に係る収支を含む業務全体の収支差額によって指定管理料が算定されていた。

市は、指定管理者に対し、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支の区分を明確にするよう指導するとともに、指定管理業務に係る収支を適正に把握されたい。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

ウ 指定管理業務に係る収支の状況を適正に把握すべきもの

川崎市生活文化会館で指定管理者が開催する各種講座は、指定管理業務のうち指定管理者が企画する業務である提案事業に位置付けられており、指定管理料は、収支予算書において定めた提案事業を含む指定管理業務全体の収支差額によって算定されている。

収支予算書及び収支決算書をみたところ、指定管理料の算定後において講座の大幅な変更が行われていたが、その収支の変更について市の確認が行われていなかった。

市は、指定管理者に対し、提案事業に係る収支の報告を求めるなど、指定管理業務に係る収支の状況を適正に把握されたい。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

エ 正確な収支状況を把握すべきもの

事業報告書における収支状況を確認したところ、次の事例があった。

市は、指定管理者に対し、正確な収支状況を報告するよう求めるとともに、収支状況の確認を適切に行われたい。

(ア) 川崎市生活文化会館の事例

公租公課その他複数の科目に計上誤りがあった。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

(イ) 川崎市特別養護老人ホームすみよしの事例

施設整備等補助金収入に計上誤りがあった。

(社会福祉法人セイワ)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(ウ) 川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園の事例

補助金事業収入その他複数の科目に計上誤りがあった。

(社会福祉法人照陽会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(エ) 川崎市特別養護老人ホームしゅくがわらの事例

退職金に計上誤りがあった。

(社会福祉法人鈴保福祉会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(オ) 井田老人デイサービスセンターの事例

業務委託料その他多くの科目に計上誤りがあった。

(特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

オ 事業年度における支出を適正に把握すべきもの

公益法人会計基準によると、一般正味財産増減の部は、経常収益及び経常費用を記載して、当期経常増減額を表示し、これに経常外増減に属する項目を加減して当期一般正味財産増減額を表示するとともに、更に、これに一般正味財産期首残高を加算して一般正味財産期末残高を表示しなければならないとされている。

川崎市中心部身体障害者福祉会館の収支報告書、法人決算書及び総勘定元帳を突合したところ、指定管理者は、一般正味財産から充当する特定資産のうち車輛購入準備積立預金の積立額を、指定管理業務に係る収支報告書では経常費用に計上しており、市は、これを当該事業年度における支出として把握し、評価を行っていた。

一般正味財産から充当する特定資産の積立額を当該事業年度に要した

費用であるかのように記載することは妥当ではない。市は、指定管理者に対し、各事業年度における支出を適正に記載した収支報告書を提出するよう求めるとともに、収支報告の確認を確実に行われたい。

(公益財団法人川崎市身体障害者協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

カ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 収納金の管理を適正に行うべきもの

川崎市生活文化会館において、翌日までに取引金融機関に預け入れることとされている駐車場利用料に係る収納金を、月末において一括して収納して預け入れを行っていた事例

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

(イ) 旅費事務を適正に行うべきもの

川崎市聴覚障害者情報文化センターにおいて、職員への旅費の支給を改正前の規定に基づいて行っていた事例

(社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(ウ) 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの

a 川崎市立労働会館の事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

b 川崎市生活文化会館の事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

c 川崎市特別養護老人ホームひらまの里の事例

市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

d 川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里の事例

市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

e 川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎の事例

市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(社会福祉法人和楽会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

f 川崎市特別養護老人ホームすみよしの事例

市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

た。

(社会福祉法人セイワ)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

g 川崎市特別養護老人ホームしゅくがわらの事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が所在不明であった。

(b) 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(社会福祉法人鈴保福社会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

h 井田老人デイサービスセンターの事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が所在不明であった。

(b) 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(c) 指定管理者が持ち込んだ備品及び指定管理者の経費により購入した備品について指定管理者の備品管理簿が作成されていなかった。

(特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

i 川崎市聴覚障害者情報文化センターの事例

(a) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(b) 指定管理者に貸与している本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(エ) 事業計画書で定める業務を適正に実施すべきもの

川崎市生活文化会館において、事業計画書に記載された事項のうち実施されていないもの、必要な記録等が作成されていないものがあった事例

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

(オ) 収支状況の報告について適正に指導すべきもの

特別養護老人ホーム8施設の事業報告書の収支状況報告において、計上科目の記載について施設ごとの取扱いが異なっていた事例

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(カ) 報告書等の提出を適正に行うべきもの

a 川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里の事例

事故報告書が定められた期間内に提出されていなかった。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

b 川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎の事例

セルフモニタリングに関する報告が定められた期間内に行われていなかった。

(社会福祉法人和楽会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

c 川崎市特別養護老人ホームすみよしの事例

事故報告書が定められた期間内に提出されていなかった。

(社会福祉法人セイワ)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

d 井田老人デイサービスセンターの事例

提出することとされている半期分の財務関係資料が提出されてい

なかった。

(特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(キ) 費用を適正に計上すべきもの

a 川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里の事例

事業報告書の収支状況報告において、租税公課に計上誤りがあった。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

b 三田福祉ホームの事例

資金収支計算書において、保守手数料に計上誤りがあった。

(社会福祉法人ともかわさき)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(ク) 事業を適正に把握すべきもの

川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎において、デンタルサポート事業が事業計画書等に定められておらず、市が事業を把握していなかった事例

(社会福祉法人和楽会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体等の概要

1 財政援助団体

(補助金額は平成30年度)

(1) 公益社団法人川崎市医師会

団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和22年1月1日
設立目的	日本医師会及び神奈川県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。
財政援助の種類	補助金 2億8,619万円
補助金の名称	休日(夜間)急患診療所運営費補助金 2億2,928万円 かわさき健康づくりセンター運営費補助金 5,691万円

2 出資団体

(資本金又は基本財産は平成31年3月31日現在)

(1) 川崎アゼリア株式会社

団体の概要

設立年月日	昭和33年4月18日
設立目的	川崎駅前玄関口の「イメージアップ」と川崎駅周辺の「商業活性化」を図るための核となる商業施設として機能するとともに、安心・安全・快適な空間を提供し、駅周辺の駐車場不足を解消する地下駐車場を運営することで、駅周辺の利便性に貢献する。
資本金	50億円
本市の出捐状況	2億4,273万円(42.8%)

(2) 公益財団法人川崎市身体障害者協会

団体の概要

設立年月日	昭和59年3月30日
設立目的	川崎市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行い、身体障害者の自立更生及び社会参加と福祉向上に寄与することを目的とする。
基本財産	1,450万円
本市の出捐状況	1,000万円(68.9%)

3 指定管理者

(指定管理料は平成30年度)

(1) 公益財団法人神奈川県労働福祉協会

公の施設の名称 川崎市立労働会館

川崎市生活文化会館

施設の概要

ア 川崎市立労働会館

設置目的	労働組合その他諸団体における文化、慰楽、集会等の使用に供し、その健全なる発達を図り、及び労働者のための福利厚生施設の設け、その勤労意欲の向上に資することを目的とする。
設置場所	川崎市川崎区富士見2丁目5番2号
主な事業内容	1 労働者のための研修会、講演会等の開催に関する事。 2 施設及び設備を利用に供すること。 3 その他設置目的を達成するために必要な事業に関する事。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	1億5,290万円

イ 川崎市生活文化会館

設置目的	生活に根ざした文化である技能について、市民の理解を深めるとともに、技能職者相互の交流及び技能水準の向上を図り、もって技能を尊重する社会の形成及び技能の振興に寄与するため。
設置場所	川崎市高津区溝口1丁目6番10号
主な事業内容	1 技能に関する資料等の収集及び提供に関する事。 2 技能水準の向上を図るための研修会、講演会等の開催に関する事。 3 技能への理解を深めるための行事の開催に関する事。 4 施設及び設備を利用に供すること。 5 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	4,307万円

(2) 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

公の施設の名称 特別養護老人ホーム長沢壮寿の里

川崎市特別養護老人ホームひらまの里

川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里

施設の概要

ア 特別養護老人ホーム長沢壮寿の里

設置目的	本市における高齢者の在宅福祉事業と施設福祉事業の総合的な展開を図ることにより、高齢者に対する保健福祉事業等を一体的に推進し、併せて高齢者の福祉に対する理解と市民の参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進に寄与するため。
設置場所	川崎市多摩区长沢2丁目1番1号
主な事業内容	1 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定による老人デイサービス事業（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関する事 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関する事 3 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関する事 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関する事 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関する事 7 その他目的達成に必要な事業を行うこと。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	0円

イ 川崎市特別養護老人ホームひらまの里

設置目的	老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市中原区上平間6-1-1番地1
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関する事。 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関する事。 3 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関する事。 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関する事。 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関する事。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	0円

ウ 川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里

設置目的	老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市多摩区中野島6丁目1-3番5号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関する事。 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関する事。 3 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関する事。 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関する事。 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関する事。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	0円

(3) 社会福祉法人和楽会

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎

施設の概要

設置目的	老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市幸区南加瀬1丁目7番14号
主な事業内容	1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関する事 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関する事 3 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関する事 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関する事 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関する事
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	0円

(4) 社会福祉法人セイワ

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホームすみよし

施設の概要

設置目的	老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市中原区木月祇園町2番1号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none">1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを含む。）に関する事。2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関する事。3 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関する事。4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行う事。5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関する事。6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関する事。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	0円

(5) 社会福祉法人白山福祉会

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホームこだなか

施設の概要

設置目的	老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市中原区上小田中1丁目28番55号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none">1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関する事。2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関する事。3 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関する事。4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関する事。6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関する事。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	0円

(6) 社会福祉法人照陽会

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園

施設の概要

設置目的	老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市高津区諏訪2丁目10番15号
主な事業内容	1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを含む。）に関する事 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関する事 3 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関する事 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関する事 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関する事
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	0円

(7) 社会福祉法人鈴保福祉会

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら

施設の概要

設置目的	老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする。
設置場所	川崎市多摩区宿河原6丁目20番19号
主な事業内容	1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関する事。 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関する事。 3 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関する事。 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。 5 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関する事。 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関する事。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	0円

(8) 特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス

公の施設の名称 井田老人デイサービスセンター

施設の概要

設置目的	高齢者等が地域において健康で安心できる生活を支援するため、保健、医療及び福祉の連携を図ることにより、高齢者等に対する総合的ケアサービスの提供を推進し、もって市民の健康の保持及び福祉の増進に寄与することを目的とする。
設置場所	川崎市中原区井田2丁目27番1号
主な事業内容	1 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供及び療養を受ける状態にある高齢者等の居宅における介護サービス計画の作成に関する事。 2 介護保険法の規定による通所介護及び介護予防通所介護の提供並びに老人福祉法第10条の4第1項第2号の規定により措置を受けた在宅老人又は養護者の通所による便宜の供与に関する事。 3 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。 4 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関する事。 5 その他目的達成に必要な事業を行うこと。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	0円

(9) 社会福祉法人ともかわさき

公の施設の名称 三田福祉ホーム

施設の概要

設置目的	心身障害者（その疑いのある者を含む。）に対し専門的かつ総合的なりハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市多摩区三田2丁目3256番地
主な事業内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第28項の規定に基づき、障害者に対し適切な管理の下に、居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与すること。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	1,424万円

(10) 公益財団法人川崎市身体障害者協会

公の施設の名称 川崎市中部身体障害者福祉会館

施設の概要

設置目的	身体障害者の自立更生を援助するとともに、身体障害者の福祉に係る地域活動を促進し、もって地域における身体障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中原区小杉御殿町2丁目114番地1
主な事業内容	1 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと。 2 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施に関すること。 3 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に関すること。 4 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。 5 障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業に関すること。 6 身体障害者福祉団体等の行う身体障害者の福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜を提供すること。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	2,061万円

(11) 社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会

公の施設の名称 川崎市聴覚障害者情報文化センター

施設の概要

設置目的	聴覚障害者に情報提供、情報伝達の支援等を行うことにより、聴覚障害者の自立と社会参加を促進し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中原区井田三舞町14番16号
主な事業内容	1 聴覚障害者のための録画物の製作、貸出し等聴覚障害者への情報提供に関すること。 2 手話通訳者又は要約筆記者の派遣等聴覚障害者の情報伝達の支援に関すること。 3 聴覚障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと。 4 聴覚障害者の文化、学習及びレクリエーション活動の支援に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理料	9,106万円